

第 70 号 議 案

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 9 月 12 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例（平成13年長崎県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(利用カード等販売業の停止等)</p> <p>第11条 公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理人等が当該利用カード等販売業に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用カード等販売業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カード等販売業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 刑法（明治40年法律第45号）第175条又は<u>第183条</u>の罪に当たる違法な行為をした場合</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(利用カード等販売業の停止等)</p> <p>第11条 公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理人等が当該利用カード等販売業に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用カード等販売業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カード等販売業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 刑法（明治40年法律第45号）第175条又は<u>第182条</u>の罪に当たる違法な行為をした場合</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。